

東葛中部地区総合開発事務組合立みどり園指定管理者審査会

平成28年度審査結果について

1 東葛中部地区総合開発事務組合が指定管理者に実施したモニタリングの状況及び平成28年度モニタリング評価結果について

モニタリング実施状況は、計画書に基づき概ね適正に実施されている。また、履行状況・サービスの質などにおける各項目の評価についても適正に評価している。

2 モニタリングの方法等に対する助言

評価方法については、評価結果を外部から見た場合にも分かりやすいものとすることや、指定管理者にとっての動機付けにつながる視点なども必要である。

その対応としては以下が挙げられた。

(1) 評価項目評価基準

今後、評価方法などを見直すときに、評価基準への指標などの取り入れを検討すること。

第三者評価を受けたこと自体も評価基準に追加すること。

(2) モニタリング状況報告書

外部から見たときにも分かりやすいものとするために、評価項目の評価理由コメントの記載を検討すること。

(3) 職員ヒアリングの実施

現場で起こっている問題を直接吸い上げることを目的に、座談会方式など方法を工夫し実施すること。

3 みどり園並びにみどりの家運営全般への助言

(1) 第三者評価でのコメント

指定管理者が受けた千葉県福祉サービス第三者評価の評価総合コメントを生かすこと。

(2) 利用者の資産管理

資産管理方法や後見制度の利用などにおいて、施設での対応が難しいケースがある場合は、各市の相談窓口の活用を検討すること。